



年末調整や各種税務の準備が始まる時期です
安心して年末を迎えるために・・・



- 社会保険料控除 ✓
- 扶養控除 ✓
- 生命保険料控除 ✓

01 年末調整の準備、今からはじめましょう

10月に入ると、会社にとって大きなイベントのひとつが「年末調整」です。社員さんから保険料控除や扶養控除の書類を集めたり、マイナンバーの確認をしたりと、やる事がたくさんあります。

- **控除証明書** → 生命保険料や地震保険料の証明書が届き始めます。提出期限を案内すると安心です
- **扶養確認** → お子さんの就職・結婚などで扶養から外れるケースを要チェック
- **マイナンバー** → 番号確認と本人確認を正しく行いましょう

02 インボイス制度スタートから2年、見直しポイント

一昨年10月から始まったインボイス制度。取引先とのやり取りや帳簿管理に慣れてきたところかと思いますが、次の点を再確認してみましょう。

- 免税事業者との**取引整理**はできていますか？
- 請求書や帳簿は**正しく保存**できていますか？

03 年末賞与と社会保険・税金のチェック

冬のボーナスを予定している会社では、支給前に「社会保険料」と「源泉所得税」の計算に注意しましょう。

- **社会保険料** → 賞与額に応じて健康保険・厚生年金がかかります
- **源泉所得税** → 扶養控除申告書をもとに計算されます

特に金額が大きい場合は、会社の資金繰りに影響することもあるので、事前にシミュレーションしておくとお安心です！



まとめ

「**年末調整**」「**インボイスの点検**」「**年末賞与**」
この3つが10月から押さえておきたい実務のポイントです。
少しずつ準備を始めて、年末をスムーズに迎えましょう。



10月10日	源泉所得税9月分納付期日(原則) 住民税9月分納付期日	12月1日	9月決算法人の確定申告 3月決算法人の中間申告
10月31日	8月決算法人の確定申告 2月決算法人の中間申告	12月10日	源泉所得税11月分納付期日(原則) 住民税11月分納付期日
11月10日	源泉所得税10月分納付期日(原則) 住民税10月分納付期日	1月5日(予定)	10月決算法人の確定申告 4月決算法人の中間申告

! 年末調整・住民税の申告があります (1/31まで)

